

各政党幹事長 殿

## 政治分野における女性の活躍促進について

政府は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく第 4 次男女共同参画基本計画（以下「4 次計画」という。）を昨年 12 月 25 日に閣議決定いたしました。

これまで政府では、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）に基づき、政党等に対し、政治分野におけるポジティブ・アクションの推進に理解を求めつつ、自主的な取組を促すべく働きかけを行ってきました。

また、昨年 8 月には、民間企業等に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、これらを踏まえた数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示を義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）が成立いたしました。

今回策定した 4 次計画では、政治分野における女性の参画拡大に向け、政府として、

- ① 女性活躍推進法に基づき民間企業等が行う取組内容を踏まえ、女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施
- ② ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備

等について、政党等に対し、積極的に働きかけを行うこととしております。

つきましては、貴党におかれましても、党员・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、4 次計画の内容も参考にさせていただいた上でポジティブ・アクション導入等の取組を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

## 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）（抄）

## 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

&lt;目標(※)&gt;

項目	現状	目標(期限)
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	16.6% (平成26年)	30% (平成32年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	24.2% (平成25年)	30% (平成32年)

(※) 政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

## 1 政治分野

施策の基本的方向	
<p>政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要である。政治分野が率先垂範してあるべき姿を示すことができるよう、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行うとともに、政党等に対し積極的に働きかけを行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<b>ア 国の政治における女性の参画拡大</b>	
① 女性活躍推進法に基づき民間企業等が行う取組内容を踏まえ、政党に対し、女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組の実施を要請する。	内閣府
② 候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等ポジティブ・アクション導入について、各政党において検討が進められるよう、調査研究を行い、参考となる情報等も活用しつつ、各政党に対し、自主的な導入に向けた検討を要請する。	内閣府
③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備について、政党等に要請する。	内閣府
<b>イ 地方の政治における女性の参画拡大</b>	
① 平成27年に地方議会議員の出産に伴う欠席規定の明確化を要請したことを踏まえ、地方議会における議員の両立支援体制等の状況等を把握する。また、地方議会において、候補者における女性の割合が高まるよう、両立支援体制の整備等も含めた環境整備について、政党や地方六団体に要請する。	内閣府
② 女性の地方公共団体の長や議会議長のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。	内閣府
<b>ウ 政治分野における女性の参画状況の「見える化」の推進</b>	
① 女性の政治参画の必要性・意義について、広く情報提供を行う。また、国や地方の政治分野における女性の参画状況（女性党员、女性役員、女性候補者等の比率等）等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。	内閣府

# 女性の政治参画マップ 2016

政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要です。我が国の政治分野における女性の参画状況は、国・地方ともに依然として低い水準にとどまっています。

## 都道府県議会における女性議員の比率

平成 27 年 7 月 1 日現在

都道府県	議員現員数 (人)	女性議員数 (人) (女性議員の比率%)
北海道	101	13 (12.9)
青森県	48	3 (6.3)
岩手県	44	4 (9.1)
宮城県	59	5 (8.5)
秋田県	43	6 (14.0)
山形県	44	2 (4.5)
福島県	57	8 (14.0)
茨城県	63	5 (7.9)
栃木県	50	6 (12.0)
群馬県	50	3 (6.0)
埼玉県	93	10 (10.8)
千葉県	44	4 (9.1)
東京都	124	24 (19.4)
神奈川県	105	17 (16.2)
新潟県	53	3 (5.7)
富山県	42	3 (7.1)
石川県	43	2 (4.7)
福井県	36	3 (8.3)
山梨県	38	1 (2.6)
長野県	58	6 (10.3)
岐阜県	46	3 (6.5)
静岡県	69	3 (4.3)
愛知県	102	8 (7.8)
三重県	51	6 (11.8)
奈良県	44	4 (9.1)
和歌山県	42	3 (7.1)
徳島県	39	4 (10.3)
香川県	41	2 (4.9)
高知県	47	1 (2.1)
愛媛県	37	1 (2.7)
広島県	64	4 (6.3)
岡山県	59	5 (8.5)
広島県	64	4 (6.3)
山口県	47	6 (12.8)
大分県	43	2 (4.7)
福岡県	44	8 (18.2)
佐賀県	37	1 (2.7)
熊本県	48	3 (6.3)
鹿児島県	51	4 (7.8)
沖縄県	47	6 (12.8)
計	2,675	259 (9.7)

(注) 1. 全国都道府県議会議員会調べ (平成 27 年 7 月 1 日現在) より作成  
2. 女性議員の比率は小数点第 2 位を四捨五入したもの

## 首長



都道府県知事は平成 28 年 1 月 7 日現在 (全国知事会調べ)  
市区長は平成 28 年 1 月 12 日現在 (全国市長会調べ)  
町村長は平成 28 年 1 月 5 日現在 (全国町村会調べ)

## 議会の長



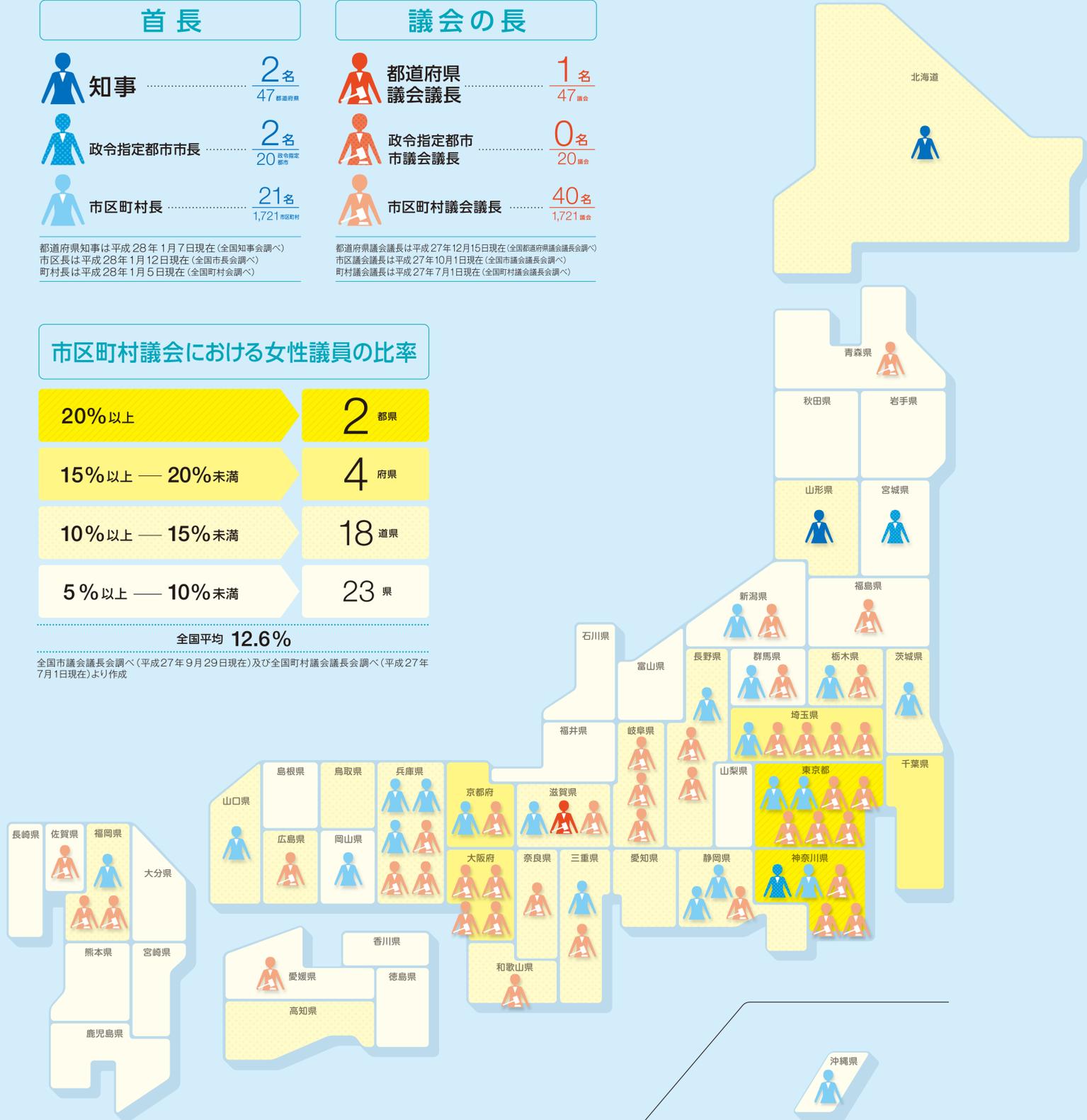
都道府県議会議長は平成 27 年 12 月 15 日現在 (全国都道府県議会議長会調べ)  
市区議会議長は平成 27 年 10 月 1 日現在 (全国市議会議長会調べ)  
町村議会議長は平成 27 年 7 月 1 日現在 (全国町村議会議長会調べ)

## 市区町村議会における女性議員の比率



全国平均 12.6%

全国市議会議長会調べ (平成 27 年 9 月 29 日現在) 及び全国町村議会議長会調べ (平成 27 年 7 月 1 日現在) より作成



注：都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の形を簡略化したもの

## 国会議員数の国際比較

平成 27 年 12 月 1 日現在

「民主主義に関する普遍的宣言」(1997 年(平成 9 年) IPU(列国議会同盟)より)

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所を活かし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる (内閣府男女共同参画局にて仮訳)

順位 (下院)	国名	下院又は一院制		(参考) 上院			
		議員数 (人)	女性 (%)	議員数 (人)	女性 (%)		
1	ルワンダ	80	51	63.8	26	10	38.5
2	ボリビア	130	69	53.1	36	17	47.2
3	キューバ	612	299	48.9	...	...	...
4	セーシェル	32	14	43.8	...	...	...
5	スウェーデン	349	152	43.6	...	...	...
6	セネガル	150	64	42.7	...	...	...
7	メキシコ	498	211	42.4	128	43	33.6
8	南アフリカ共和国	400	168	42.0	54	19	35.2
9	エクアドル	137	57	41.6	...	...	...
10	フィンランド	200	83	41.5	...	...	...
11	アイスランド	63	26	41.3	...	...	...
11	ナミビア	104	43	41.3	26	6	23.1
11	ニカラグア	92	38	41.3	...	...	...
14	スペイン	350	144	41.1	266	90	33.8
15	モザンビーク	250	99	39.6	...	...	...
15	ノルウェー	169	67	39.6	...	...	...
17	アンドラ	28	11	39.3	...	...	...
17	ベルギー	150	59	39.3	60	30	50.0
19	エチオピア	547	212	38.8	153	49	32.0
20	東ティモール	65	25	38.5	...	...	...
21	デンマーク	179	67	37.4	...	...	...
22	オランダ	150	56	37.3	75	26	34.7
24	スロベニア	90	33	36.7	40	3	7.5
25	ドイツ	631	230	36.5	69	28	40.6
29	ポルトガル	230	80	34.8	...	...	...
35	スイス	200	64	32.0	46	7	15.2
38	ニュージーランド	121	38	31.4	...	...	...
41	イタリア	630	195	31.0	321	91	28.3
43	オーストリア	183	56	30.6	61	18	29.5
47	イギリス	650	191	29.4	782	192	24.6
48	ルクセンブルク	60	17	28.3	...	...	...
50	ポーランド	460	126	27.4	100	13	13.0
53	オーストラリア	150	40	26.7	76	29	38.2
53	イスラエル	120	32	26.7	...	...	...
57	フランス	577	151	26.2	348	87	25.0
59	カナダ	338	88	26.0	83	31	37.3
69	エストニア	101	24	23.8	...	...	...
87	チェコ共和国	200	40	20.0	81	15	18.5
92	ギリシャ	300	59	19.7	...	...	...
94	アメリカ合衆国	434	84	19.4	100	20	20.0
97	スロバキア	150	28	18.7	...	...	...
111	アイルランド	166	27	16.3	60	18	30.0
111	韓国	300	49	16.3	...	...	...
118	チリ	120	19	15.8	38	6	15.8
121	トルコ	550	82	14.9	...	...	...
152	ハンガリー	198	20	10.1	...	...	...
154	日本	475	45	9.5	242	38	15.7
	世界平均	37,883	8,656	22.8	6,665	1,454	21.8

資料出所：IPU(列国議会同盟)「Women in Parliaments」より  
(注) 1. 女性割合は小数点第 2 位を四捨五入したもの  
2. 調査対象国は 190 か国、そのうち、上位 20 か国及び OECD 加盟国 (34 か国) を抽出  
3. 順位は、IPU(列国議会同盟)発表資料を基に内閣府にてカウントし直したもの

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

## 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。  
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析  
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差  
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- 女性の活躍に関する情報の公表  
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

## 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

## その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。